

業 務 委 託 契 約 書 (案)

業 務 名 福井工業高等専門学校学寮給食業務委託
委託金額 金 円也 (年額)
(うち消費税額及び地方消費税額金 円也)

消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託代金額に105分の5を乗じて得た額である。

委託者 福井工業高等専門学校契約担当役 事務部長 武田 良正 (以下「甲」という。)と
受託者

(以下「乙」という。)は、上記の金額で次の条項により福井工業高等専門学校の学寮給食業務 (以下「給食業務」という。)委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条 甲は、福井工業高等専門学校学寮の適正かつ円滑なる運営を図るため、給食業務を乙に委託する。

第2条 乙は、給食業務の実施にあたり食品衛生法 (昭和22年法律第233号) その他の関係法令等を遵守し教育機関における給食業務であることを十分に認識し、その品位と秩序を乱すことのないよう配慮するものとする。

第3条 給食業務の実施細目は、別に校長が定めるところによる。

2 乙は、前項の実施細目を遵守するほか、校長又は校長の指名する職員の指示に従い、給食業務を実施するものとする。

第4条 委託期間は、平成23年4月4日から平成24年3月5日までとする。

ただし、業務内容良好の場合は3年間まで延長できるものとする。

第5条 甲は、給食業務委託費を乙の給食業務の実施を確認のうえ、当該期経過後乙の適正な請求書受理後60日以内に支払うものとする。

第6条 乙は、給食費として校長の承認する金額を毎月寮生から徴収することができる。

第7条 給食業務に要した電気料、水道料、電話料、ガス料等は乙の負担とする。

第8条 乙がその責に帰すべき事由により、給食業務を実施しなかった場合は、委託金額から当該日数に応じ、日割計算により算出した額を減ずるものとする。

第9条 契約保証金は、免除する。

第10条 甲は、給食業務に必要な施設、設備及び備品 (以下「施設等」という。)として、別に定める施設等は無償で乙に使用させるものとする。

第11条 乙は、善良な管理者としての注意をもって施設等を使用しなければならない。

2 施設等の維持、保全のため必要とする経費は、甲の負担とする。ただし、軽微な費用はこの限りでない。

第12条 乙は、その責に帰すべき事由により、施設等を滅失し又はき損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

第13条 乙は、施設等を給食業務以外に使用し又は第三者に貸与してはならない。

2 乙は、自己の負担において施設等の修繕、模様替等をしようとするときは、甲の承認を受けなければならない。

- 第14条 乙は、本契約による給食業務を第三者に実施させてはならない。
- 第15条 乙は、その責に帰すべき事由により、喫食した者に対して食中毒又は伝染病等の被害を与えたときは、被害者に対してその損害を賠償するものとする。
- 2 乙は、前項を履行するため賠償責任保険に加入しなければならない。
- 第16条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しなかったとき又は正当な理由なく校長の指示に従わなかったときは、本契約を解除することができる。
- 2 乙は、甲に対し前項の契約の解除について異義の申し立て又は損害賠償請求その他一切の請求をすることはできない。
- 第17条 甲又は乙が自己の都合により、この契約を解除しようとするときは、3ヶ月前までに相手方に申し出、その同意を得なければならない。
- 第18条 委託期間が満了したとき又は前2条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、施設等を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲の承認を受けた場合はこの限りでない。
- 第19条 この契約について必要な細目は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則によるものとする。
- 第20条 この契約において甲、乙間に紛争が生じたときは、双方協議のうえこれを解決するものとする。
- 第21条 この契約に定めのない事項又はこの契約に疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。
- 第22条 本契約に関する訴えの管轄は、甲所在地を管轄区域とする福井地方裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は次に記名押印のうえ、双方で各1通を所持するものとする。

平成23年4月 1日

甲 福井県鯖江市下司町
福井工業高等専門学校
契約担当役
事務部長 武田 良正

乙